

令和5年分確定申告が始まります



自宅での申告書作成（電子申告）が便利です！

国税庁
e-Tax サイト



https://www.e-tax.nta.go.jp/

スマートフォンやタブレット、パソコンを使用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から所得税の確定申告書を作成することができます。作成した申告書はe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して都合の良い時間に送信できます。

また、マイナンバーカードやIDをお持ちでなくても、作成した申告書を印刷し郵送で提出すれば、申告会場の混雑とも無縁です。

※郵送の場合、申告書等の控えと切手を添付した返信用封筒を同封すれば、收受印を押し印した控えが返送されます。詳しくは国税庁のe-Taxサイトをご覧ください。

確定申告期間は2月16日(金)～3月15日(金)です

税務署で確定申告をする場合

国税庁 LINE
公式アカウント



須賀川税務署の令和5年分所得税等の確定申告書作成会場は、2月16日(金)から開設されます。

● 場所
須賀川市労働福祉会館（須賀川市茶畑町65）

● 開設期間
2月16日(金)～3月15日(金) 9時～16時（土日祝日除く）

会場への入場には、整理券が必要となります。整理券はLINE（国税庁LINE公式アカウント）を友だち追加）による事前発行と、会場での当日配布（配布状況により後日の来場となる場合あり）があります。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。なお、期間中は税務署内の申告書作成会場は開設されません。

町で確定申告をする場合

町では、所得税と町県民税の確定申告相談を2月16日(金)から3月15日(金)まで、町勤労青少年ホームで行います。この相談は、令和5年中の所得を申告していただくもので、この内容が令和6年度の町県民税や国民健康保険税などの課税基礎となります。

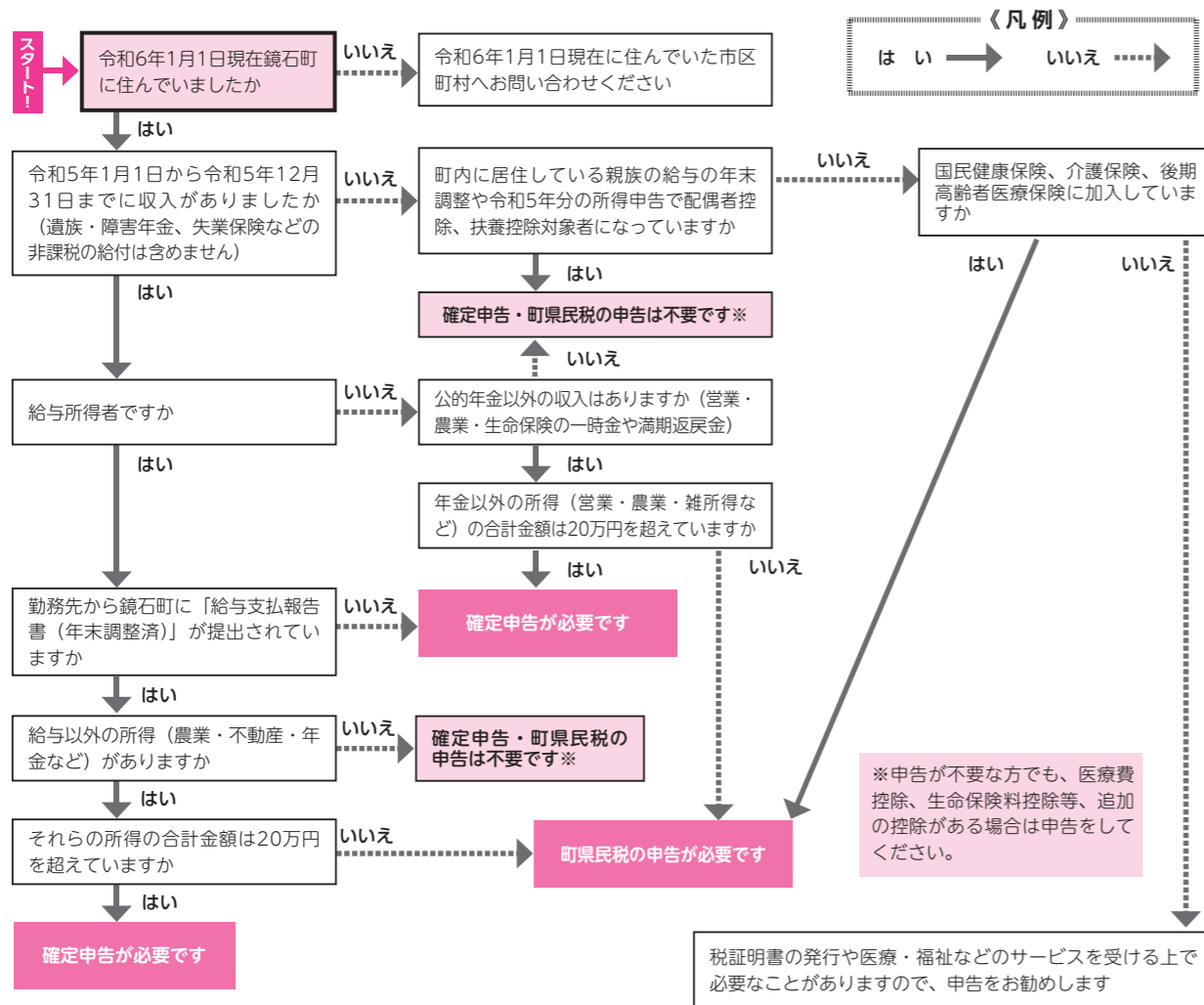
● 町県民税申告が必要な方
令和6年1月1日現在で、鏡石町に住所または居所があり、次のいずれかに該当する方は町県民税の申告が必要です。詳しくは次ページ「フローチャート」をご覧ください。

- ① 給与収入や公的年金収入のほかに、農業、営業、不動産などの収入があった方
- ② 令和5年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ③ 生命保険の一時金、満期返戻金の収入があった方
- ④ 昨年中無収入の方や、遺族年金・障害年金などの非課税年金受給者で税法上の扶養になっていない方

【申告相談に必要なもの】

| | |
|----------|---|
| 収入に関するもの | ・ 給与や年金収入のある方は、令和5年分の源泉徴収票 ・ 事業収入（営業、農業等）のある方は、収支内訳書など集計されたもの |
| 控除に関するもの | ・ 令和5年中に支払った社会保険料等（国民健康保険税、国民年金保険料等）の支払証明書または領収書 ・ 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料（地震保険等）の支払証明書 ・ 障がい者の方は、そのことが確認できる障害者手帳等 ・ 医療費控除等を受ける場合には、医療費控除等の明細書（人、病院ごとに金額を合計したもの） ・ 住宅借入金等特別控除等を受ける場合は、固定資産税課税に係る家屋調査時にご案内した書類 |
| その他必要なもの | ・ 前年以前に生じた損失があり、繰越額がある場合は、繰越損失額の方のもの（前年の確定申告書） ・ 所得税が還付される方は、通帳など銀行名や口座番号が分かるもの（申告者本人名義のもの） ・ 本人確認書類、マイナンバーが分かる書類 |

申告相談フローチャート



申告相談日程表

◎会場：町勤労青少年ホーム
◎受付時間：午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

| 月日 | 曜日 | 行政区 | 月日 | 曜日 | 行政区 |
|-------|----|--|-------|----|-------------|
| 2月16日 | 金 | 公的年金のみ | 3月1日 | 金 | 1区・2区・3区・4区 |
| 2月19日 | 月 | 仁井田・さかい | 3月4日 | 月 | 1区・2区・3区・4区 |
| 2月20日 | 火 | 仁井田・さかい | 3月5日 | 火 | 鏡田・高久田 |
| 2月21日 | 水 | 久来石・笠石 | 3月6日 | 水 | 鏡田・高久田 |
| 2月22日 | 木 | 久来石・笠石 | 3月7日 | 木 | 鏡田・高久田 |
| 2月26日 | 月 | 久来石・笠石 | 3月8日 | 金 | 鏡田・高久田 |
| 2月27日 | 火 | 久来石・笠石 | 3月11日 | 月 | 成田・豊郷・旭町 |
| 2月28日 | 水 | 1区・2区・3区・4区 | 3月12日 | 火 | 成田・豊郷・旭町 |
| 2月29日 | 木 | 1区・2区・3区・4区 | 3月13日 | 水 | 成田・豊郷・旭町 |
| | | お住まいの行政区の割り当て日に来場が難しい場合は、都合の良い日にご来場ください。 | 3月14日 | 木 | 成田・豊郷・旭町 |
| | | | 3月15日 | 金 | 予備日 |

※確定申告期間中に町で受付可能な申告は、令和6年度の確定申告です。過年度（令和5年度（令和4年分）以前分）の確定申告については、町で申告受付はしていません。

●お問い合わせ先

税務町民課 ☎ 62-2114 申告会場（申告期間中のみ） ☎ 62-6500 須賀川税務署 ☎ 75-2194